○農林水産省環境省告示第十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、カニクイアライグマの防除に関する件（平成十八年二月農林水産省環境省告示第三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○国土交通省告示第千四百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　一号及び二号
字浅山　甲二四二番一
字抜隠　乙一六四番二三
字山神森　甲二五六番一

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　十三号から二十一号まで
浅山沢
大字堂屋敷
字浅山　一八二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　四号から十二号まで
下屋敷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県寒河江市大字箕字下山
四三二番一　一号から三号まで
四三九番三　四号
四三九番八　五号及び六号
四六七番二　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白布沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県米沢市大字立石字上ノ窪二六一内四等三角点中関を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十二年建設省告示第千百五十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二八二度四七分一一秒
七七〇・六二三メートルの地点　一号
標柱一号から一一五度一九分一三秒
一〇・二八六メートルの地点　二号
標柱二号から一四八度一七分三四秒
六一・三七七メートルの地点　三号
標柱三号から二六一度二一分二九秒
二〇・六二三メートルの地点　四号
標柱四号から二七九度三七分二一秒
七八・六三〇メートルの地点　五号
標柱五号から二一四度二四分一九秒
一五・二七〇メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千四百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
京都府綾部市
神宮寺町
下山　一番一
大迫　一番五七から一番六五まで
井倉町
須ヶ谷　一番から五番まで
三一番から三六番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府綾部市
神宮寺町
加迫　二番一　一号及び二十一号から二十六号まで
大迫　一番五六　十三号から十五号まで
一番五七　十六号
井倉町
須ヶ谷　五番　十二号及び十七号
六番　五号から十一号まで及び十八号から二十号まで
八番一　二号から四号まで

○国土交通省告示第千四百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
井倉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百四号で指定した区域を除く。）
宮崎県宮崎市田野町
字尾八重
甲七九〇一番九五　一号
甲七九〇一番九六　二号
甲七九〇一番一〇一　四号
字倉谷
甲七九四五番一　三号
甲七九三三番　五号
本田野国有林六二林班ほ小班　六号から九号及び十二号から十五号まで
甲七九三八番　十号
甲七九三六番一　十一号
本田野国有林六二林班に小班　十六号及び十七号
甲七九四八番一　二十号
字西平
甲一〇五八一番三〇　十八号及び十九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂地谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十二年建設省告示第二千四百一号で指定した同号十八に掲げる区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
宮崎県日南市大字上方字宮ノ上
一一〇〇番一　一号及び二号
一〇九二番二　三号

○国土交通省告示第千四百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
河通川

(二)　砂防法第二条の土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（平成十七年国土交通省告示第七百六十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く）
長崎県西海市大瀬戸町雪浦河通郷
字川通　二〇九番一
二〇九番四
二一一番一
二一一番二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平松川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県雲仙市小浜町北本町
字松ノ平　三六一番一　一号から三号まで
三六四番　四号
四三六番　五号
三九〇番　七号
四二四番　八号
四一六番　九号
三七八番　十号
三八〇番　十九号
四一一番　二十号
三九八番　二十一号
三九五番　二十二号
字北烏土
一四七六番　六号
一四九二番　二十五号
一四六二番　二十六号